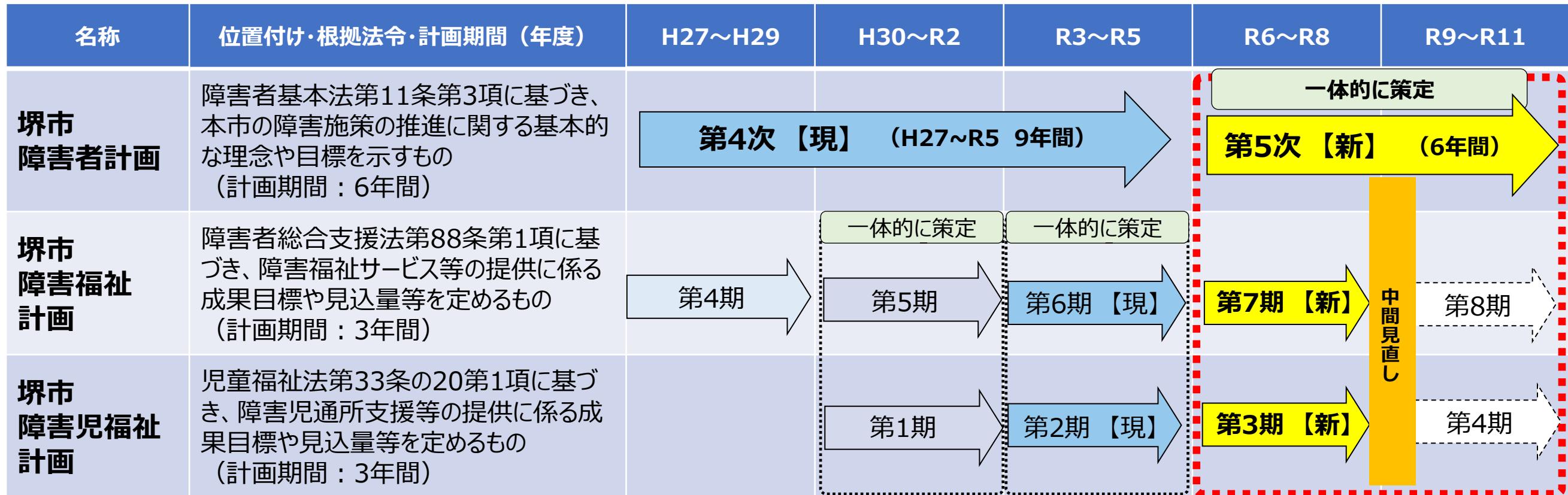


第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画（概要版）

計画の位置づけ



近年の国等の動向

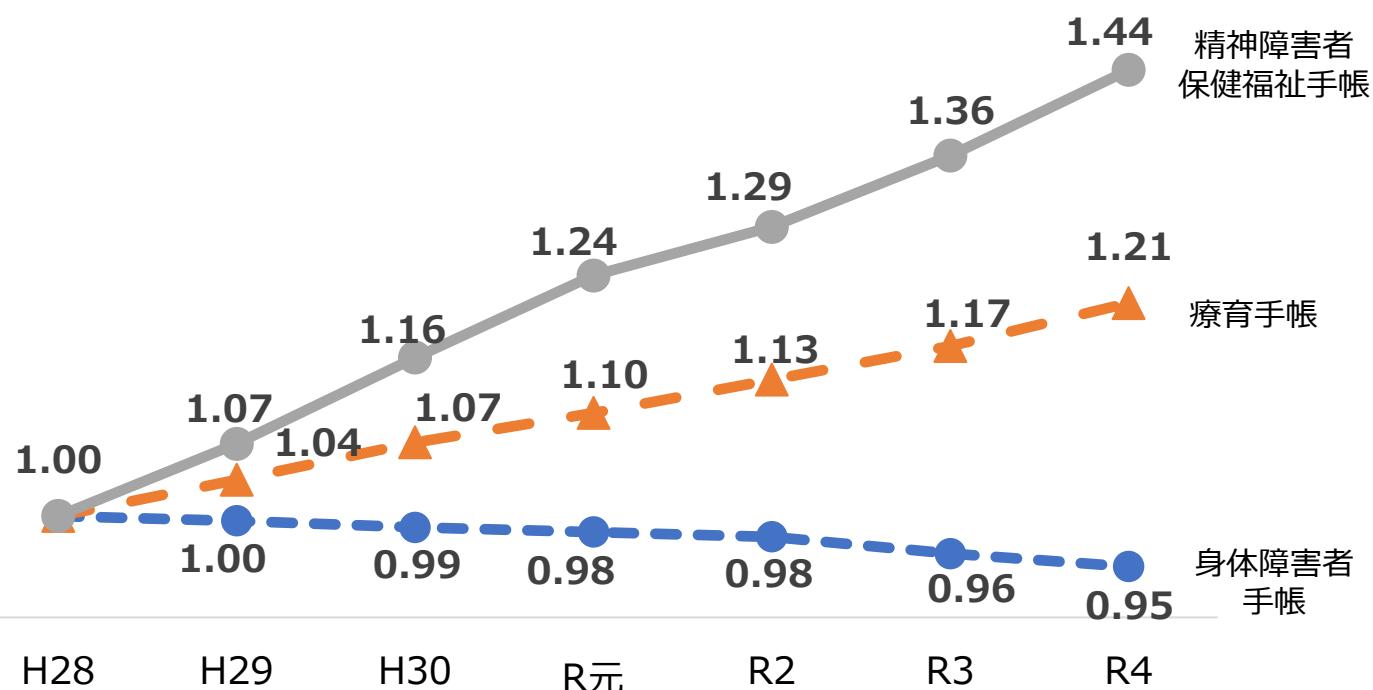
- 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催
- 障害者差別解消法の改正 [令和6（2024）年4月施行]
 - ・ すべての事業所において、障害者への合理的配慮の提供が義務化
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 [令和4（2022）年5月施行]
 - ・ 障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにするなど、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進
- 障害者権利条約に基づく障害者権利委員会による政府報告書への審査 [令和4（2022）年8月実施]
 - ・ 自立した生活及び地域生活への包容（インクルーシブ）に係る取組への勧告
- 障害者総合支援法等の改正 [令和6（2024）年4月施行]
 - ・ 障害者等の地域生活の支援体制の充実
 - ・ 障害者等の多様な就労ニーズに対する支援等
 - ・ 精神障害者のニーズ等に応じた支援体制の整備
- 児童福祉法の改正 [令和6（2024）年4月施行]
 - ・ 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化

本市の障害者の現状

障害者手帳所持者数

年度 (各年度末)	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
合 計	52,742	53,404	54,127	54,831	55,285	55,483	55,845
身体障害者手帳	37,142	36,963	36,723	36,556	36,377	35,760	35,120
療育手帳	7,565	7,834	8,114	8,334	8,582	8,833	9,190
精神障害者 保健福祉手帳	8,035	8,607	9,290	9,941	10,326	10,890	11,535
参考 自立支援医療 (精神通院)	15,867	16,640	17,404	18,052	20,319	19,362	20,019
参考 特定医療費 (指定難病)	7,588	7,881	6,648	6,800	7,276	7,183	7,264

＜平成28（2016）年度末の数値を1.00とした場合の手帳別所持者数の推移＞

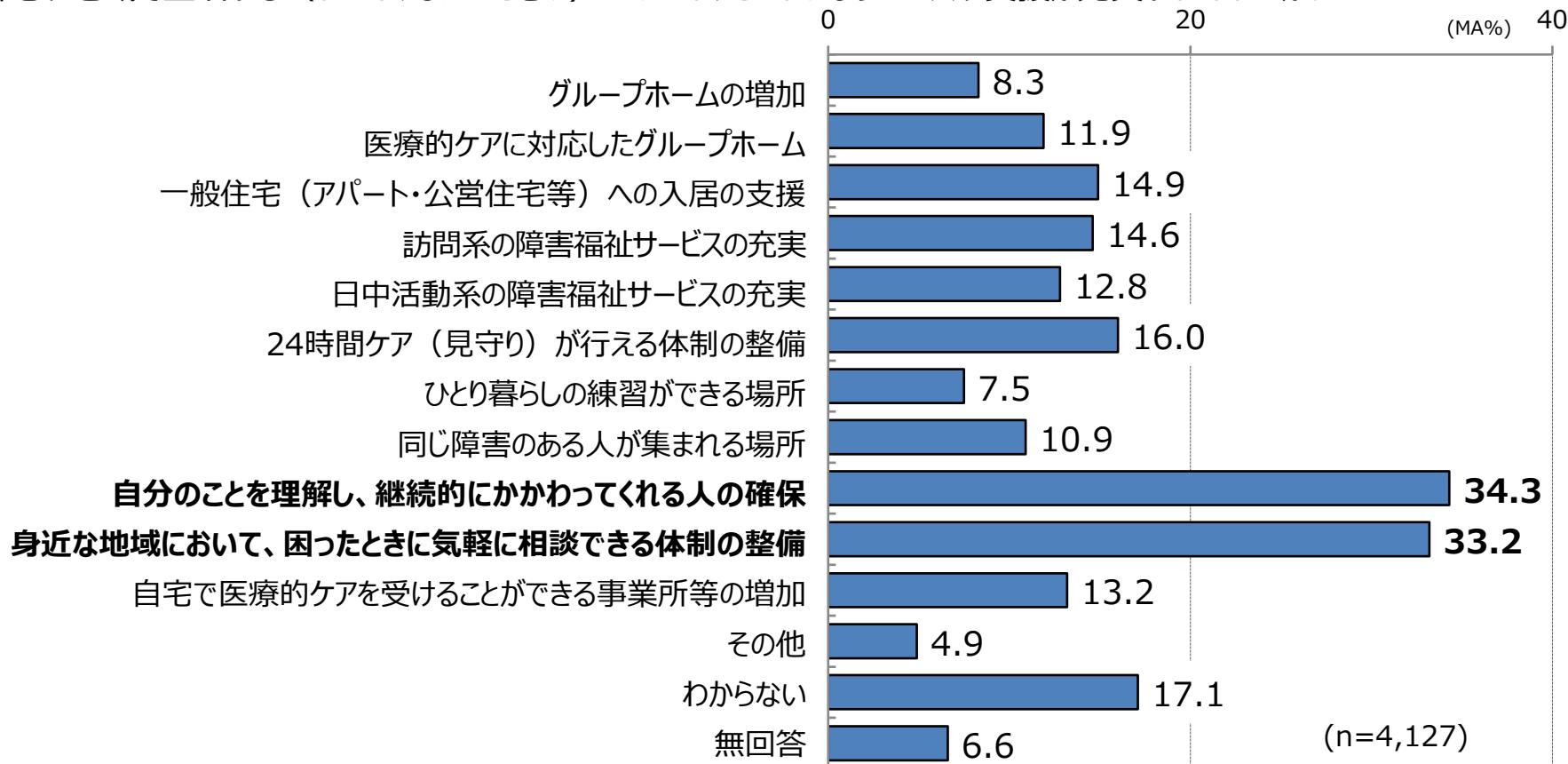


- 身体障害者手帳所持者数は緩やかに減少していますが、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳（精神手帳）所持者数が増加しており、特に、精神手帳所持者数の伸び幅が顕著です。
- 療育手帳の伸びは、利用できるサービスの増加・拡充も要因の一つと考えられます。
- 精神手帳の伸びは、制度への認知の高まり、発達障害の診断による手帳取得が増えていることが要因と考えられます。

第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画（概要版）

障害者等実態調査の結果（障害当事者から抽出した10,000人を対象に実施 [回収率41.3%]）

- 自宅や地域で生活する（または、したいと思う）ためには、どのようなサービスや支援が充実すればよいか。



・地域生活に必要な支援・サービスについて

「自分のことを理解し、継続的にかかわってくれる人の確保」が 34.3%

「身近な地域において、困ったときに気軽に相談できる体制の整備」が 33.2%

このことから、支援者が直接本人のところへ出向いて相談支援を行うアウトリーチ、相談や見守りへのニーズが高いことが分かります。

- 障害のある方が就労し、働き続けるためには、どのような支援や環境が必要か。



・障害者が就労し、働き続けるためには、

「障害の特性や能力などに応じた短時間勤務や勤務日数などの配慮」が 37.6%

「障害の特性や能力などに応じた職場探し（実習や職場体験）」が 24.9%

「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 21.3%

このことから、障害特性に応じた勤務体系や勤務先の選定、職場の配慮等が求められていることが分かります。

基本理念

障害者が住み慣れた地域で、安心して、主体的に、心豊かに暮らせる共生社会の実現

- ▶ 障害者が生活・人生を尊重され、必要なサービスや支援等が選択でき、住み慣れた地域の中で安心して、自らの意思のもと、自分らしく多様な暮らし方ができる共生社会
- ▶ 障害への理解と認識、障害者それぞれの個性と人格を尊重する人権意識が社会全体にいきわたり、障害の有無や程度、種別にかかわらず、すべての人が主体的に、地域の中で安心して暮らすことができる共生社会
- ▶ 障害の有無や程度、種別にかかわらず、すべての人が支え合い、ともに暮らし、そして一緒に作る地域の中で、障害者が安心して、それぞれの個性や能力を発揮し、その一員として生きがいをもって心豊かに暮らすことができる共生社会

基本方針

- (1) 権利擁護の推進、差別の解消、虐待の防止、自己決定権の尊重
- (2) ライフステージや障害特性等に配慮したとぎれのない支援、個人を尊重した横断的な支援の展開
- (3) 社会的障壁の除去・アクセシビリティの向上、必要かつ合理的な配慮のいきわたる共生社会の実現

施策体系

施策の展開

1	地域生活の支援及び地域生活への移行に向けた支援、相談支援の充実・強化と人材の確保・育成	2	就労支援の充実、地域活動等への参加の促進、障害の理解啓発	3	ライフステージを通じたとぎれのない支援、分野を超えた横断的な連携による支援
---	---------------------------------------------	---	------------------------------	---	---------------------------------------

各施策の方向性、成果目標や達成に向けた取組・見込量

基本方針

（1）権利擁護の推進、差別の解消、虐待の防止、自己決定権の尊重

- 障害者への差別・虐待は重大な人権侵害であり、その解消・防止に向けた横断的な支援や取組が重要です。また、意思形成段階からの意思決定支援をふまえた自己決定権の尊重も重要です。
- 意思の形成段階を含め、自ら意思を決定することに支援が必要な障害者が、希望する暮らしや必要な障害福祉サービス・支援等が選択できるよう、自己決定権を尊重し、意思決定支援に取り組みます。

（2）ライフステージや障害特性等に配慮したとぎれのない支援、個人を尊重した横断的な支援の展開

- 障害のある子ども、女性、高齢者に、それぞれのライフステージや障害の状態、障害特性、生活状況等に応じて、必要な支援がとぎれなく適切に提供されることが必要です。また、難病、発達障害、高次脳機能障害等も含め、障害者手帳の所持の有無や程度、種別にかかわらず、福祉をはじめ、教育、保健、医療、労働等の分野がその枠にとらわれることなく、有機的に連動し、個々に応じた横断的な支援を展開することも重要です。
- ライフステージに応じて、利用する障害福祉サービスや支援機関等が変化し、また、その分野も福祉にとどまらず、多岐にわたります。さらに、障害者が希望する暮らし、それぞれの障害の状態、障害特性、生活状況等に応じて、分野を越えて、横断的にコーディネートする機能も求められます。
- そのため、ライフステージを通じたとぎれのない支援体制の構築に取り組みます。また、福祉をはじめ、教育、保健、医療、労働等の分野の関係機関が相互に連携し、障害特性に応じた支援が横断的に提供される体制の構築を進めます。

（3）社会的障壁の除去・アクセシビリティの向上、必要かつ合理的な配慮のいきわたる共生社会の実現

- 障害者は、その障害ゆえに生活に様々な困難を抱え、また、社会の様々な領域に存在する障壁が障害者の生活を制限・制約します。この障壁は、ハード面だけでなく社会的な制度や人々の意識等のソフト面にも存在します。障害者の社会参加や安心した生活のためには、社会的障壁の除去、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさであるアクセシビリティの向上、障害者への理解啓発を進めることが必要です。また、障害の有無や程度、種別にかかわらず住み慣れた地域で安心して暮らし、学び、働く共生社会の実現に向けた取組が重要です。
- 施策の展開にあたっては、社会的障壁の除去や情報発信を含めたアクセシビリティの向上、障害の理解啓発など、必要かつ合理的な配慮がいきわたる共生社会の実現に向けて取り組みます。

施策の展開と各施策の方向性

	施策の展開	各施策の方向性
1	<p>地域生活の支援及び地域生活への移行に向けた支援、相談支援の充実・強化と人材の確保・育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意思の形成段階を含めた意思決定支援の充実 ・ 施設入所者の地域生活への移行・入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けた支援体制の構築 ・ 多様な暮らし方、暮らしの場の整備・確保 ・ 障害者やその家族等への相談支援体制・ネットワークの充実・強化 ・ 地域生活を支える人材の確保・育成 ・ 防災及び防犯対策の推進
2	<p>就労支援の充実、地域活動等への参加の促進、障害の理解啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な就労支援、企業等への啓発・支援の充実、障害者就労施設等の優先調達の推進 ・ 障害者雇用の促進、職場定着支援の充実 ・ 障害特性に応じた、多様なニーズへの就労支援 ・ 障害者の地域活動等への参加の促進 ・ 文化芸術・スポーツ等の活動の推進、余暇支援等の充実 ・ 障害の理解啓発
3	<p>ライフステージを通じたとぎれない支援、分野を超えた横断的な連携による支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもやその家族等への支援の充実、障害等の早期発見・早期支援 ・ 医療的ケアを必要とする人への支援の充実 ・ 強度行動障害のある人への支援体制の構築 ・ 発達障害のある人・高次脳機能障害のある人への支援の充実 ・ 難病に係る保健・医療等施策との連携による支援等 ・ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画（概要版）

第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画

直近値は、記載がない場合、令和4年度末の実績
目標値は、令和8年度末の目標値

<成果目標>

成果目標		令和8年度末までの目標とその考え方	直近値	目標値
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域生活への移行者数 ・令和6年度～令和8年度までの3年間の累計	432人	計26人
		施設入所者の減少数 ・令和4年度末から1.7%以上の減少	432人	8人
2	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神病床における1年以上の長期入院患者数 ・令和8年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数	899人 (令和3年6月末時点)	804人
3	地域生活支援の充実	地域生活支援拠点等の機能の充実 ・効果的な支援体制及び緊急時の連携体制の整備	整備済 運用状況は 年1回検証・検討	効果的な支援体制及び緊急連絡体制の構築 の構築 検討方法を含め、 年1回以上の検証
		強度行動障害のある人への支援体制の充実 ・令和8年度末までに支援体制の整備	支援体制の構築に向けた協議を実施	令和6年度中の支援体制の整備、 令和8年度末までに実態把握

第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画（概要版）

第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画

直近値は、記載がない場合、令和4年度末の実績
目標値は、令和8年度末の目標値

<成果目標>

成果目標		令和8年度末までの目標とその考え方	直近値	目標値
4	福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設から一般就労への移行 ・令和3年度実績の1.28倍以上	221人 (令和3年度実績)	283人
		就労定着支援事業の利用者 ・就労定着支援事業の利用者数について、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上	86人 (令和3年度実績)	122人
		就労継続支援B型事業所における工賃平均額 ・府の工賃向上計画の推進に関する専門委員会の考え方をふまえて設定	11,075円 (令和3年度実績)	14,600円
5	障害児支援の提供体制の整備等	重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 ・少なくとも1か所以上設置 ・児童発達支援センター等による主体的な保育所等訪問支援の提供	設置済 保育所等を利用できる体制（事業所数）10か所	児童発達支援センターが中核となり、インクルージョン（地域社会への参加・包容）を推進する体制を構築 保育所等訪問支援を利用できる体制を強化
		主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業者の確保 ・少なくとも1か所以上設置	9か所	10か所
		医療的ケア児の支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済	協議の場の活性化
		障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整に係る協議の場の設置	未設置	設置の必要性も含めた検討の実施

第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画（概要版）

第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画

直近値は、記載がない場合、令和4年度末の実績
目標値は、令和8年度末の目標値

<成果目標>

成果目標		令和8年度末までの目標とその考え方	直近値	目標値
6	相談支援体制の充実・強化等	相談支援体制の充実・強化等 ・障害者基幹相談支援センターの設置及び同センターによる関係機関等との連携による相談支援体制の充実・強化等 ・障害者自立支援協議会における個別事例検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善と体制確保	設置済	障害者基幹相談支援センターの体制の充実・強化
			2区での実施 2つの専門部会の設置 （20回開催）	すべての区障害者自立支援協議会にて事例検討実施、専門部会設置：4部会 （24回開催）
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ・障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起の実施 ・適切な障害福祉サービス等の提供の促進を図るため、大阪府や府内自治体等と連携し、適正な指導監査等の実施	継続実施	継続実施

第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画（概要版）

第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画

<各障害福祉サービス等の見込量>

1 訪問系サービス（居宅介護、同行援護、行動援護等）

国の基本指針において、成果目標を達成するための見込量を、障害福祉計画及び障害児福祉計画に見込むこととされています。
国の基本指針や大阪府の基本的な考え方、障害者等実態調査の結果もふまえて、見込量を設定します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	見込量設定の考え方
居宅介護	利用人数（人/月）	3,370	3,511	3,657	利用者数及び利用量が増加。障害者の地域での生活を支えるサービスとしてのニーズも高い。今後も増加が見込まれるため、直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定。
	利用時間（時間/月）	63,851	65,848	67,908	
重度訪問介護	利用人数（人/月）	236	233	230	利用者は横ばい傾向。一人あたりの利用量が増加。重度の障害者の地域での生活を支えるサービスとしてのニーズは高く、今後も同様の水準で推移するものとして、見込量を設定。
	利用時間（時間/月）	41,578	42,548	43,541	
同行援護	利用人数（人/月）	336	350	364	視覚障害により外出が著しい困難を有する人のための外出支援であり、利用者数及び利用量が増加。直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定。
	利用時間（時間/月）	9,844	10,978	12,242	
行動援護	利用人数（人/月）	130	146	164	行動に著しい困難を有する人のための外出支援であり、利用者数及び利用量が増加。直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定。
	利用時間（時間/月）	3,678	4,310	5,050	

2 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労系サービス等）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	見込量設定の考え方
生活介護	利用人数（人/月）	2,406	2,500	2,598	利用者数が増加傾向。常に介護が必要となる人の日常生活を支えるサービスであり、直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定。
	利用時間（人日/月）	45,733	46,981	48,262	
自立訓練 （機能訓練）	利用人数（人/月）	41	48	57	利用者数が増加傾向。今後も同様の増加が見込まれるものとして、見込量を設定。
	利用時間（人日/月）	469	584	726	

第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画（概要版）

第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画

<各障害福祉サービス等の見込量>

2 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労系サービス等）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	見込量設定の考え方
自立訓練 (生活訓練)	利用人数(人/月)	94	82	72	利用者数が横ばいから微減傾向。今後も同様の水準で推移するものとして、見込量を設定。
	利用時間(人日/月)	1,137	985	854	
就労移行支援	利用人数(人/月)	316	319	322	利用者数が微増傾向。今後も同様の増加が見込まれるものとして、見込量を設定。
	利用時間(人日/月)	5,430	5,507	5,584	
就労継続支援 (A型)	利用人数(人/月)	475	480	486	利用者数が微増傾向。今後も同様の増加が見込まれるものとして、見込量を設定。
	利用時間(人日/月)	10,061	10,644	11,260	
就労継続支援 (B型)	利用人数(人/月)	3,511	3,910	4,354	利用者数が増加。また、そのニーズも高い。今後も同様の増加が見込まれるものとして、見込量を設定。
	利用時間(人日/月)	58,682	64,681	71,294	
就労定着支援	利用人数(人/月)	131	146	161	利用者数が増加。ニーズがある。今後も同様の増加が見込まれるものとして、見込量を設定。
療育介護	利用人数(人/月)	128	128	128	利用状況が一定で推移。今後も同様の水準で推移するものとして、見込量を設定。
短期入所	利用人数(人/月)	856	858	860	新型コロナウイルス感染症の拡大による利用制限や利用自粛の影響があるが、利用ニーズは高い。今後利用が増加するものとして、見込量を設定。
	利用時間(人日/月)	5,938	5,982	5,996	

第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画（概要版）

第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画

<各障害福祉サービス等の見込量>

3 居住系サービス（共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	見込量設定の考え方
共同生活援助 (グループホーム)	利用人数（人/月）	1,355	1,443	1,537	利用実績やニーズが高く、利用者も継続して増加。グループホームは、障害者の地域での生活を支える重要サービスであり、入所施設からの地域生活への移行先及び精神科病院入院者の退院先でもあるため、整備を進めることが必要。新型コロナウイルス感染症の影響も及んだこともふまえ、見込量を設定。
施設入所支援	利用人数（人/月）	428	426	424	成果目標として令和8（2026）年度末の施設入所者数を424人としている。順次入所者数が減少するものとして、見込量を設定。

4 相談支援サービス（計画相談支援、地域相談支援、自立生活援助）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	見込量設定の考え方
計画相談支援	利用人数（人/月）	3,942	4,346	4,791	計画相談支援は、障害福祉サービスの利用者のうち、希望する利用者すべてが利用できることを意識しながら、見込量を設定。利用ニーズは高く、利用者も増加傾向。令和8年度末には、障害福祉サービス利用者の計画利用率がおおむね80%になるものとして、直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定。
地域相談支援	利用人数（人/月）	213	213	213	地域移行支援は、利用実績は少ないが、直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定。地域定着支援は、利用者の実績は一定で推移。今後も同様の水準で推移するものとして、見込量を設定。
自立生活援助	利用人数（人/月）	3	3	3	利用実績は一定で推移。計画相談支援とのすみわけ、事業の認知度等の課題が見られる。直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定。

第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画（概要版）

第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画

<各障害福祉サービス等の見込量>

5 障害児通所支援・障害児相談支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	見込量設定の考え方
児童発達支援	利用人数（人/月）	1,661	1,861	2,061	利用実績が増加。利用ニーズも高く、今後も増加が見込まれるため、直近の実績の推移、一元化される医療型児童発達支援の実績もふまえ、見込量を設定。
	利用時間（人日/月）	10,939	11,718	12,978	
放課後等 デイサービス	利用人数（人/月）	3,900	4,100	4,300	利用実績が大きく増加。事業所の増加にともなう支援の質の向上への取組が必要。 利用ニーズも高いことから、これまでと同様に増加するものとして、見込量を設定。
	利用時間（人日/月）	30,691	32,265	33,839	
保育所等訪問 支援	利用人数（人/月）	197	237	277	利用実績が増加。利用ニーズも高い。これまでと同様に増加するものとして、見込量を設定。
	利用時間（回/月）	309	371	434	
居宅訪問型 児童発達支援	利用人数（人/月）	1	1	1	利用実績は少ない。今後も同様の水準で推移するものとして、見込量を設定。
	利用時間（回/月）	2	2	2	
障害児 相談支援	利用人数（人/月）	873	984	1,094	大阪府の考え方に基づき、障害児通所支援等の利用者すべてが利用するということを意識しながら、直近の実績の推移をもとに、見込量を設定。
医療的ケア児等 コーディネーター 配置人数	人数	138	163	188	令和8年度末のコーディネーター配置人数を188人と設定。それまでに養成研修を修了する人数により、見込量を設定。

第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画（概要版）

第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画

<各障害福祉サービス等の見込量>

6 発達障害者のある人への支援

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	見込量設定の考え方
発達障害者支援地域協議会の開催	回/年	1	1	1	平成19（2007）年度から発達障害者支援センター（アプリコット堺）を設置し、（平成24（2012）年度から、健康福祉プラザ内に移転。）発達障害のある人やその疑いがある人とその家族等、関係機関等からの相談を受け、発達障害のある人が地域で安心して生活できるよう支援を行っている。 発達障害に関する支援の拠点である発達障害者支援センターにて、発達障害のある人やその疑いのある人やその家族等への相談支援、地域の相談支援機関や関係機関との連携・ネットワークによる支援を実施し、発達障害のある人やその家族等が地域で安心して暮らすことができるよう、支援の充実を進める。
発達障害者支援センターによる相談支援	件/年	3,000	3,000	3,000	
発達障害者支援センターによる関係機関への助言	件/年	5	5	5	
発達障害者支援センターによる外部機関等への研修・啓発	回/年	25	25	25	
発達障害者や家族等への支援体制の確保					
ペアレントトレーニング等支援プログラムの受講者数及び実施者数	受講者	15	15	15	
	実施者	5	5	5	
ペアレントメンターの人数	—	発達障害者やその家族への支援として、当事者会や親の会などの紹介を行う。また、研修やセミナー等の開催における連携を進める。			
ピアサポートの活動への参加人数	—				

第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画（概要版）

第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画

<各障害福祉サービス等の見込量>

7 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	見込量設定の考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	3	3	3	堺市精神保健審議会及び堺市退院促進支援会議を、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場として位置づけている。今後も定期的を開催するものとして、見込量を設定。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	56	56	56	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1	
精神障害者の地域移行支援	人/月	6	6	6	直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定。
精神障害者の地域定着支援	人/月	49	49	49	
精神障害者の自立生活援助	人/月	1	1	1	
精神障害者の共同生活援助（グループホーム）	人/月	242	263	284	共同生活援助（グループホーム）は、利用実績が増加。ニーズも高い。また、グループホームは、障害者の地域での生活を支える重要なサービスの一つであり、精神科病院入院者の退院先でもあるため、グループホームの整備を進める必要がある。今後も、これまでと同様に増加するものとして、見込量を設定。
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人/月	56	48	43	今回より新たに設定するもの。直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定。

第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画（概要版）

第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画

<各障害福祉サービス等の見込量>

8 相談支援体制の充実・強化のための取組

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	見込量設定の考え方
基幹相談支援センターの設置		設置	設置	設置	<p>障害者基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所への専門的な助言は継続的に実施。直近の実績をふまえ、見込量を設定。</p> <p>また、地域の相談支援事業所の人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組も継続的に実施。直近の実績をふまえ、見込量を設定。</p> <p>今後も、地域の主任相談支援専門員との連携のもと、障害者基幹相談支援センターが中心となり、相談支援従事者研修における実習の受入、新任相談支援専門員向け連続勉強会などを継続的に実施。地域の相談支援事業所の人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化に取り組む。さらに、継続的に人材育成や連携強化が実施できる仕組みも検討。</p> <p>また、地域の相談支援専門員同士が、横のつながりを持ち、一人で抱え込まないよう、相談支援専門員の人材育成、区域にとどまらないネットワークの構築にも取り組む。</p>
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な助言	件	510	520	530	
地域の相談支援事業所の人材育成の支援	件	15	15	15	
地域の相談機関との連携強化の取組	件	25	25	25	
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	人	12	13	15	

第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画（概要版）

第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画

<各障害福祉サービス等の見込量>

9 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	見込量設定の考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	延べ40人 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の3年間の累計			大阪府が実施する障害福祉サービス等に係る研修とその他研修（市町村職員向けの障害種別ごとの研修、障害者支援区分認定調査員研修、障害者虐待防止・権利擁護研修等）への本市職員の参加延べ人数を、見込量として設定。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施	実施	実施	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を活用し、事業所や関係自治体などと共有する体制の有無を設定。
障害福祉サービス事業者等に対する指導監督の結果の共有	実施	実施	実施	障害福祉サービス事業者と障害児通所支援事業所者への指導監督の適正な実施、また、その結果を関係自治体と共有する体制の有無を設定。

第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画（概要版）

第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画

<各障害福祉サービス等の見込量>

10 地域生活支援事業

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	見込量設定の考え方	
必須事業						
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	地域生活支援事業は、障害者や障害児がその有する能力や適性に応じて、自立した生活を営むことができるように柔軟な事業形態により実施する事業。 必須事業と任意事業の2種類がある。 各事業の見込量は、大阪府の基本的な考え方に基づき、直近の実績をもとに設定。	
相談支援事業						
障害者相談支援事業	有無	有	有	有		
基幹相談支援センター	箇所	8	8	8		
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有		
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	有無	有	有	有		
障害児等療育支援事業	箇所	7	7	7		
発達障害者支援センター	人/年	2,100	2,100	2,100		
成年後見制度利用支援事業	人/年	75	80	86		
意思疎通支援事業						
手話通訳者派遣事業	件/年	2,610	2,741	2,878		
	時間/年	3,797	3,987	4,186		
要約筆記者派遣事業	件/年	257	270	284		
	時間/年	880	924	970		
手話通訳者設置事業	箇所	8	8	8		
重度障害者入院時コミュニケーション事業	件/年	40	80	120		

第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画（概要版）

第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画

<各障害福祉サービス等の見込量>

10 地域生活支援事業

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	見込量設定の考え方
必須事業					
意思疎通支援者養成研修事業					
手話通訳者養成入門コース	人/年	20	20	20	地域生活支援事業は、障害者や障害児がその有する能力や適性に応じて、自立した生活を営むことができるように柔軟な事業形態により実施する事業。 必須事業と任意事業の2種類がある。 各事業の見込量は、大阪府の基本的な考え方に基づき、直近の実績をもとに設定。
手話通訳者養成講座	人/年	4	4	4	
	人/年	9	20	20	
要約筆記者養成講座	人/年	4	4	4	
	人/年	20	20	20	
盲ろう者通訳・介助者養成事業（登録者数）	人/年	30	30	30	
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業（登録者数）	人/年	10	10	10	
盲ろう者通訳・介助者派遣事業	件/年	1,549	1,579	1,611	
	時間/年	5,778	5,893	6,010	
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	件/年	2	2	2	
	時間/年	4	4	4	
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	件/年	70	70	70	
自立生活支援用具	件/年	216	216	216	
在宅療養等支援用具	件/年	143	143	143	
情報・意思疎通支援用具	件/年	508	508	508	
排泄管理支援用具	件/年	25,579	26,165	26,765	
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	26	26	26	

第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画（概要版）

第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画

＜各障害福祉サービス等の見込量＞

10 地域生活支援事業

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	見込量設定の考え方	
必須事業						
移動支援事業	人/年	3,431	3,484	3,537	地域生活支援事業は、障害者や障害児がその有する能力や適性に応じて、自立した生活を営むことができるように柔軟な事業形態により実施する事業。 必須事業と任意事業の2種類がある。 各事業の見込量は、大阪府の基本的な考え方に基づき、直近の実績をもとに設定。	
	時間/年	453,018	474,439	495,860		
	身体障害	人/年	527	535		543
		時間/年	83,315	87,255		91,194
	知的障害	人/年	1,703	1,725		1,747
		時間/年	231,338	242,277		253,216
	精神障害	人/年	1,016	1,032		1,048
		時間/年	125,357	131,284		137,212
	障害児	人/年	185	192		199
		時間/年	13,008	13,623		14,238
地域活動支援センター	箇所	15	15	15		
	人/年	750	750	750		
任意事業						
日中一時支援事業	人日/年	5,259	5,489	5,719	地域生活支援事業は、障害者や障害児がその有する能力や適性に応じて、自立した生活を営むことができるように柔軟な事業形態により実施する事業。 必須事業と任意事業の2種類がある。 直近の実績をもとに、見込量を設定。	
訪問入浴事業	人/年	61	63	65		
視覚障害者生活訓練事業	人/年	106	106	106		

計画の推進体制と進捗管理・評価

<計画の推進体制>

- ▶ 障害者施策推進協議会において、障害者やその家族、障害福祉関係者等の幅広い見地から、進捗状況への意見を聴取し、本計画を着実に実施。
- ▶ 障害者自立支援協議会からの意見聴取も実施。障害者主体の施策を推進。
- ▶ 令和8（2026）年度を中間見直しの年度と設定。
障害福祉に関する法制度等の大きな変化など、本計画に大きな影響を与えると想定される場合、年1回以上の検証・評価とは別に、計画期間中においても必要に応じた計画内容の見直しを実施。

<計画の進捗管理・評価>

- ▶ 障害者施策推進協議会を、本計画の進捗管理と評価を行う主体として位置付け、進捗管理と評価を実施。
- ▶ 成果目標等を評価の指標と設定。毎年度末の実績をもとに、年1回以上の検討・評価を実施。
- ▶ 検討・評価結果は、本市ホームページ等で広く公表。
- ▶ 検討・評価の結果、必要であると認められる場合、事業等の見直しを実施し、本計画を適切に推進。